

# 「民間社会福祉施設運営費補給金」の堅持・拡充を求める要望書

名古屋市長 河村たかし 殿

## 要望趣旨

現在、国の示した「子ども子育て支援新制度」の実施に向け、各自治体において「子ども子育て会議」などを設置し、その具体化が進められてきています。保育分野においては、自治体には保育の実施責任があると児童福祉法第24条1項に明記されているとおり、公的保育責任が堅持・向上される制度となることを多くの保護者・関係者・市民が望んでいます。

名古屋市は、公立・民間に関わらず市内のどの施設を利用しても質の高い福祉・保育が実施されるよう「民間社会福祉施設運営費補給金制度」(以下、民調制度)を作り、堅持してきました。そして公民の福祉施設が両輪となり福祉施策を前進させ、全国に誇る「名古屋の福祉・保育」を作り上げてきました。

しかし、名古屋市は近年になり保育以外の高齢・障害分野において、介護保険制度や障害福祉の「支援費制度」(現障害者総合支援法)の実施にあたり、「新制度になじまない」と介護保険適用施設・支援費制度適用施設を「民調制度」の対象から外してきました。その結果大幅な賃金の削減、正規職員から非正規職員への置き換えなどが急速に進み、人材確保が困難になっています。市民の福祉要求に応えようにも人手が足りず、年間を通して職員の募集を行わざるを得ない状況です。

名古屋市において、措置施設や保育所での質の高い福祉・保育の実施と、そこで働く人材の確保ができているのは、民調制度とその中心である格付け制度があるからです。それは保育関係者の誰もが認めることであり、名古屋市もその役割を認めています。民調制度を変質・低下させることは、名古屋市の公的責任を投げ捨てることと同じであり、あわせて、福祉人材確保に対する姿勢も問われることとなります。

これまで通り、「名古屋の保育」の質を高め継承していくためにも、新制度に移行しても格付け制度を堅持することは不可欠です。そして、市民が「子育てするなら名古屋」「介護するなら名古屋」と思えるように、保育分野における格付け制度の堅持と合わせて、名古屋市の福祉水準の向上のためにも、もう一度、介護、障害施設を「民間社会福祉施設運営費補給金」制度の対象にし、安心・安全な市民生活を送れるよう、社会福祉・保育施策の充実を求めます。

## 要望事項

- 一、**現行の民間社会福祉施設運営費補給金制度を堅持すること**
- 一、**介護・障害分野も民間社会福祉施設運営費補給金制度の対象とすること**  
もしくは名古屋市職員に準じた賃金・労働条件が保障されるよう、財政的な支援・補助を行うこと

氏名	住所

取り扱い団体

全国福祉保育労働組合 東海地方本部  
名古屋市熱田区沢下町9-7 労働会館東館405  
TEL 052-881-2971 FAX 052-881-2998